

05 借金関係解決事例

CASE
05

2回目の自己破産申立

破産申立

事案の概要

30代 女性 パート

依頼者は、債権者6社、総額400万円程度の負債を抱えておりました。約10年前にも破産をしたことがあるということもあり、不安を抱えるなかで、相談に来られることになりました。

解決結果

破産申立を行い、無事免責決定を得ることができ、借金はすべて免除されることになりました。

担当弁護士からひとこと

過去に破産をしていたという事情があることから、破産申立後に管財人が選任される可能性がある事案でした。

手持ちのお金も乏しく、弁護士費用（実費込みで約40万円程度）の他、裁判所への予納金（20万円～30万円程度）を準備する必要がある事案でした。

ひとまず、弁護士費用については、約1年掛けて分割でご準備頂き、同時並行的に2か月に1回程度の定期的な打ち合わせを重ねながら、破産申立書の準備を行いました。

結果的には、破産申立後、管財人が選任されることもなく、同時廃止事件（破産開始決定と同時に事件が終了する事件）として処理されることになり、管財人報酬に充てる予納金の負担を負うことはありませんでした。